

米国の PTAB プラクティスの規則が改正される（施行日：2015/05/19）

2015年06月15日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

（旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所）

1. はじめに

USPTO の長官 Michelle Lee 氏は、AIA 手続に関し受領した 37 個のパブリック・コメントを慎重に検討した後、2015 年 3 月 27 日に、USPTO のブログ上で声明を発表し、PTAB プラクティス関連の応急措置 ("quick-fix") と規則改正案について言及していました。

一つ目は、応急措置 (first proposed-rule package) に関するものであり、審判手続に係るものです。この措置は、スケジューリング・オーダー (scheduling orders) を介してペンディング中のケースにおいて即時発効となり、PTAB に新たにファイルされた申請の全てに適用され、APJs によって実施されることになっていました。

二つ目は、PTAB プラクティスにおける種々の規則改正 (second proposed-rule package) に関し、今夏に公表される予定です。なお、改正内容については、確定する前に通知されることになっていました。

上記二つのパッケージ以外に、USPTO は、AIA 手続における PTAB プラクティスの種々の側面に関する公衆のための手引き (審判プラクティスの手引き (Trial Practice Guide)) を作成することも予定されていました。

このような状況下で、2015 年 5 月 19 日に、PTAB プラクティスの規則が改正 (first Final Rules Package) されました。このパッケージは、上記の first proposed-rule package に対し更に検討が加えられた最終版です。以下に、前回の first proposed-rule package と今回の first Final Rules Package とについてそれぞれ説明します。

【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.